

藤岡市男女共同参画に関する 提言書

藤岡市男女共同参画推進協議会

はじめに

藤岡市においては、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）以前の平成8年に第3次藤岡市総合計画に沿って藤岡市女性行動計画を策定しました。その後、平成20年度から10年間を期間とする「第4次藤岡市総合計画」に沿って男女共同参画社会基本法に基づく計画として「藤岡市男女共同参画計画」を策定し、男女共同参画社会を実現するための施策に取り組んできました。

平成27年度には、男女共同参画に対する市民の意識・実態について把握するため、「男女共同参画に関するアンケート調査」を実施しました。その調査結果では、「男は外で働き、女は家庭を守るべき」といった性別による役割分担意識は減少傾向にあるものの、家庭や社会の多くの場面において「男性が優遇されている」と意識されているなど、まだまだ男女間で意識の違いや格差のある状況がうかがわれます。また、少子高齢化の進展や人口減少、社会経済情勢の変化に対応するために、地域が抱える課題の解決が進められています。

こうした状況を踏まえ、男女共同参画社会基本法に基づく計画として、新たに「藤岡市男女共同参画基本計画」を策定するにあたり、基本理念と課題について、本協議会で取りまとめましたので、別紙のとおり提言いたします。

平成28年10月20日

藤岡市男女共同参画推進協議会

会 長	齊 藤 千枝子
副会長	橋 本 美恵子
委 員	木 部 和 枝
〃	小野山 哲 夫
〃	田 中 和 子
〃	荻 野 律
〃	染 谷 さかえ
〃	春 山 一 枝
〃	志 倉 英 子
〃	岡 部 喜美枝
〃	板 倉 きくよ
〃	中 山 晴 親

計画の期間

計画の期間は平成30年度から平成39年度までの10年間とし、見直しの必要があると判断された場合は、見直しを行います。

計画の性格

この計画は、男女共同参画社会基本法及び第5次藤岡市総合計画に基づき、男女共同参画を推進する計画です。

基本理念と基本方針

未来を開く 創る 私の力 あなたの力

男女が性別にかかわらず人権を尊重し、責任も分かち合い、その個性と能力を十分発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指します。

基本方針1 あらゆる分野での女性の活躍推進

基本方針2 安心・安全に暮らせる社会づくり

基本方針3 男女共同参画社会の実現に向けた社会づくり

計画の体系

基本方針Ⅰ．あらゆる分野での女性の活躍推進

- 基本目標 1．政策・方針決定過程への女性の参画拡大
 - 施策 1 市の審議会等への女性の参画の拡大
- 基本目標 2．働く場における女性の活躍推進
(女性活躍推進法第6条第2項に基づく市町村推進計画)
 - 施策 2 働く場における女性の活躍推進
 - 施策 3 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進
- 基本目標 3．地域、農山村における男女共同参画の推進
 - 施策 4 地域における女性リーダーの活躍推進
 - 施策 5 農村女性の経済的地位の向上

基本方針Ⅱ．安心・安全に暮らせる社会づくり

- 基本目標 4．女性等に対するあらゆる暴力の根絶
(DV防止法第2条の3第3項に基づく市町村基本計画)
 - 施策 6 暴力の予防と根絶するための意識啓発
 - 施策 7 被害者への支援体制の充実
- 基本目標 5．生涯を通じた健康づくりの推進
 - 施策 8 生涯を通じた健康支援の充実
- 基本目標 6．様々な人々が安心して暮らせる環境整備
 - 施策 9 ひとり親家庭等の自立支援
 - 施策 10 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境整備

基本方針Ⅲ．男女共同参画社会の実現に向けた社会づくり

- 基本目標 7．男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり
 - 施策 11 男女共同参画の意識啓発と情報発信
 - 施策 12 男女共同参画社会を推進するための教育・学習
- 基本目標 8．安心して子育てできる環境づくり
 - 施策 13 多様なライフスタイルに対応した子育て支援の充実
 - 施策 14 児童虐待防止に向けた対策の推進
- 基本目標 9．防災分野における取組の推進
 - 施策 15 男女共同参画の視点を踏まえた防災対策

基本方針Ⅰ あらゆる分野での女性の活躍推進

基本目標1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

男女共同参画社会の実現には、すべての女性が生き方に自信と誇りを持ち、自らの意思によってその個性と能力を十分に発揮し、職場・家庭・地域等あらゆる場面において活躍できることが重要です。女性の就業率は、年々増加傾向にあり、多くの分野において女性の参画が進んでおりますが、政策・方針決定過程への女性の参画は、まだまだ少ない状況にあります。女性の活躍が進むことは、女性だけではなく、男女がともに仕事と生活を両立できる暮らしやすい社会の実現にもつながるものであり、政策・方針決定過程への、女性の参画の拡大が重要な課題です。

施策1 市の審議会等への女性の参画の拡大

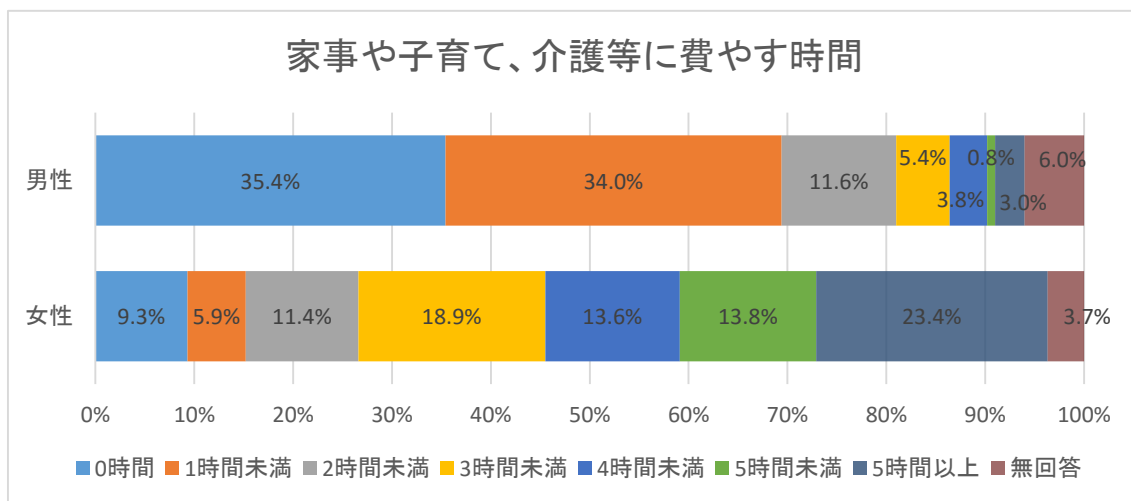
政策・方針決定過程では、多様な立場、多様な意見を持った人が参画し、男女双方の意思が反映されることが重要です。現在、様々な分野における女性の参画は拡大傾向にあります。これまで男性中心になりがちであった政策・方針決定過程への女性の参画を拡大していくため、市が率先して政策・方針決定過程への女性の参画拡大に取り組みます。

基本目標2 働く場における女性の活躍推進と仕事と生活の調和

女性の活躍が進むことは、女性だけでなく、男女がともに仕事と生活を両立できる暮らしやすい社会の実現につながり、男女共同参画社会の実現のため、あらゆる分野における女性の活躍を推進していかなければなりません。しかしながら、長時間労働等を前提とした男性中心型労働慣行や家庭生活での性別役割分担意識などが女性のさらなる活躍や継続就業の阻害要因となっています。

市民アンケートでは、平日に家事や子育て、介護等に費やす時間について、1時間未満と答えた人は男性が69.4%、女性は15.2%となっており、家庭における負担の多くを女性が担っていることがわかります。

女性がその個性と能力を十分に発揮し活躍できるよう、多様で柔軟な働き方を支援するとともに、女性の家事や子育て、介護等の負担軽減を図るためにも、男性の働き方の見直しを含めた仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の促進を図ります。



(H27 男女共同参画に関するアンケート調査)

施策2 働く場における女性の活躍推進

働く意欲のあるすべての人が、個性と能力を十分に発揮し活躍できるよう、働きやすい職場づくりに役立つ情報提供、子育てや介護で仕事を中断した女性の再就職支援、女性の能力発揮に向けた就労支援の充実を図ります。

施策3 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

男女共同参画社会の形成のためには、生活のあらゆる場面で男女がともに協力し、支え合うことが重要です。

女性の家事や育児、介護の負担軽減を図るとともに、長時間労働の削減や、生産性の向上に向けた効率的な働き方、男性の育児休業の取得の推進など、ライフイベントに対応した多様で柔軟な働き方の重要性等について、周知及び推進を図ります。

基本目標3 地域、農山村における男女共同参画の推進

今後、少子高齢化の進展と人口減少という厳しい現実に直面する中、それぞれの地域において、男女が共に個性と能力を発揮し、多様性に富んだ活力ある地域を形成していくことが重要です。

これまで、地域における多様な活動は、女性の力によって支えられてきました。しかしながら、自治会等の地域団体における会長などの役職の多くは男性が占めており、藤岡市における区長・区長代理に占める女性の割合は0.8%

(平成28年4月1日)となっています。地域における様々な課題の解決に向け、リーダーとしての女性の参画を拡大し、地域活動における男女共同参画を推進することが重要です。

農業においては、農業生産の重要な担い手として、また、農産物の直売や農産加工活動の展開に伴い、女性農業者の役割の重要性がますます高まっています。しかし、その貢献に見合った評価を受けているとは言えません。地域に残る性別による固定的役割分担意識や慣習等は、農業分野における男女共同参画の障害となっています。女性農業者が主体的な経営参画を推進するため、男女共同参画と農業経営を一体的に進める取り組みを推進します。

施策4 地域における女性リーダーの活躍推進

自治会等の地域団体の主導的立場への女性の積極的な参画を促進し、女性の多様な視点や発想を活かした地域づくりを推進します。

施策5 農村女性の経済的地位の向上

女性農業者の主体的な経営参画を推進するため、労働に見合った報酬や休日の確保等を内容とする家族経営協定の締結を推進し、経済的地位の向上を図ります。

基本方針Ⅱ 安心・安全に暮らせる社会づくり

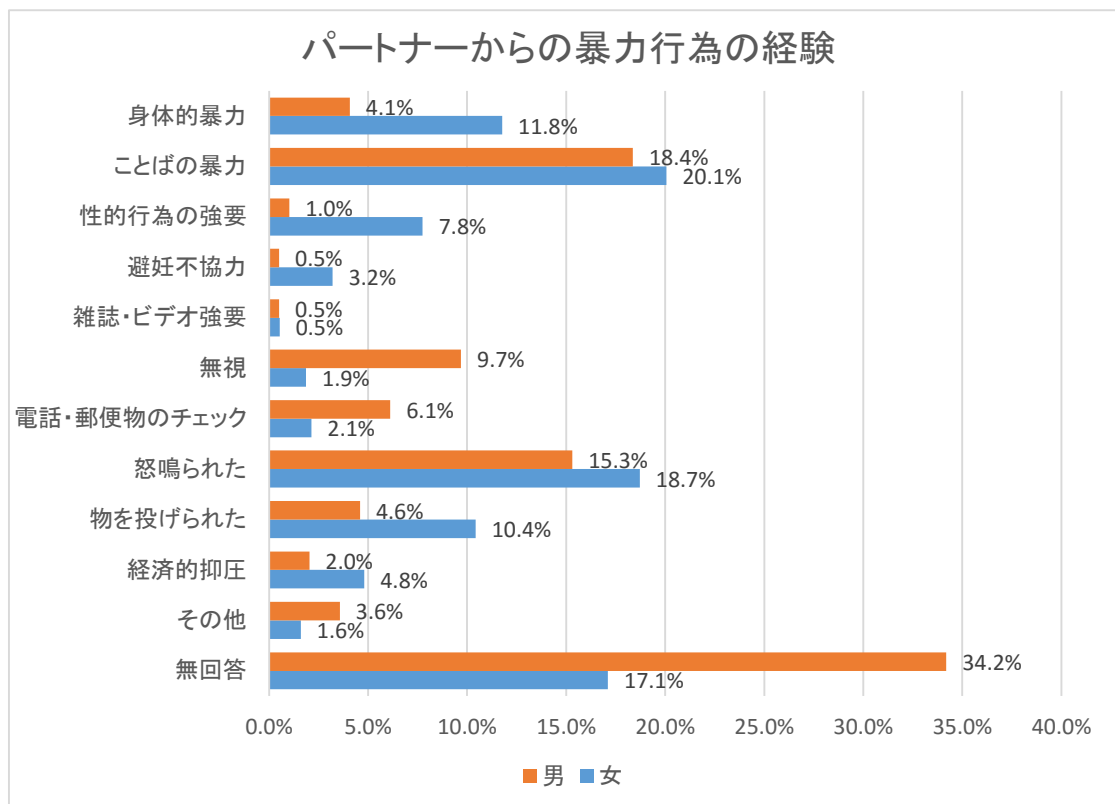
基本目標4 女性等に対するあらゆる暴力の根絶

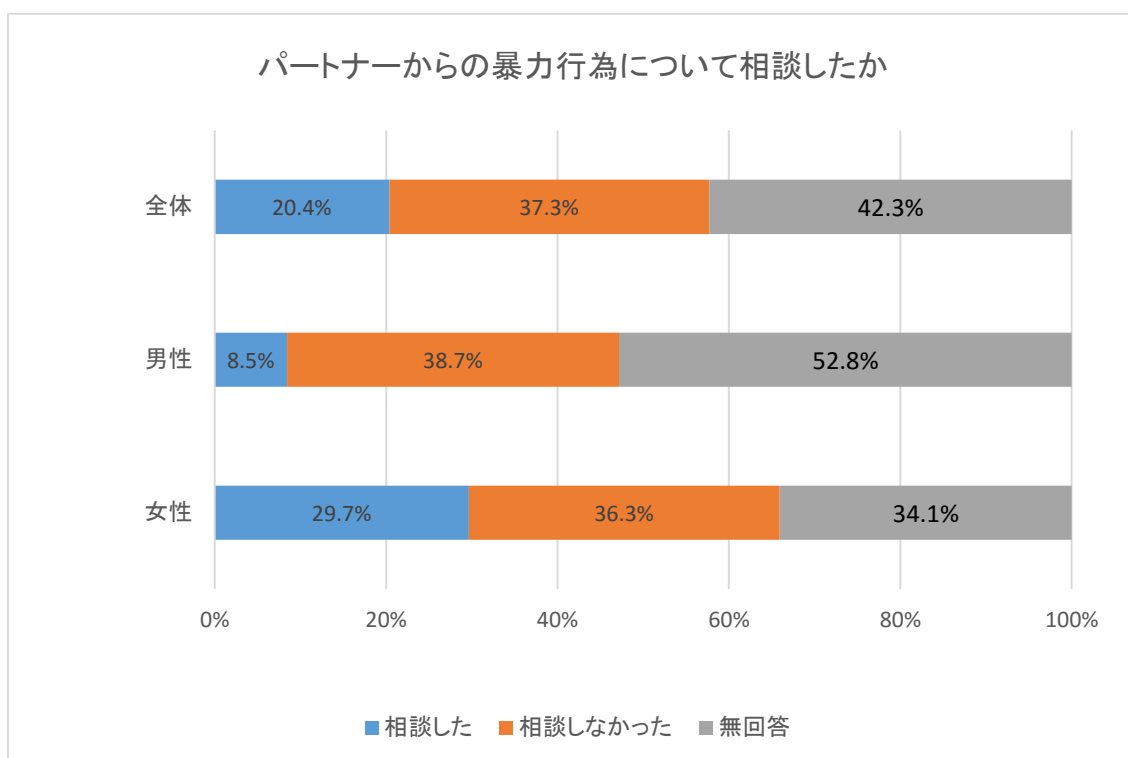
配偶者等からの暴力（いわゆるDV＝ドメスティック・バイオレンス）、性暴力・性犯罪、ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメント等の被害者の多くは女性です。暴力は、性別や年代等にかかわらず決して許されるものではなく、特に女性への暴力は、男女の人権尊重を前提とする男女共同参画社会の形成において、克服すべき重要な課題です。

市民アンケートでは、配偶者や恋人等のパートナーからの暴力について、全体で77.0%（男性65.8%、女性82.9%）の人が、何らかの暴力を受けたことがあると答えています。また、そのことについて、誰かに相談したかについて、全体で37.3%（男性38.7%、女性36.3%）の人が相談しなかったと答えています。

被害者が相談しやすい体制づくりを通じて、被害の潜在化の防止に努めるとともに、暴力を許さない社会を実現するための取り組みが重要です。

また、関係機関・団体との連携を促進し、被害者の立場に立った迅速かつ適切な対応に努め、総合的で切れ目のない被害者支援を行う必要があります。





(H27 男女共同参画に関するアンケート調査)

施策 6 暴力の予防と根絶するための意識啓発

暴力を許さない社会を実現するため、様々な機会をとらえ啓発活動を行い、広報紙やホームページ、パンフレットを活用した、相談窓口の周知及び暴力を防止するための情報提供を行います。

施策 7 被害者への支援体制の充実

被害の早期発見と相談しやすい体制づくりを通して、暴力を容認しない社会の形成に努めます。また、関係機関との連絡の強化により、被害者の相談対応、保護、自立支援など被害者の立場に立った切れ目ない支援に取り組みます。

基本目標 5 生涯を通じた健康づくりの推進

生涯にわたり健康で豊かに暮らしていくためには、生活習慣病を中心とする疾病の発症予防や重症化予防を推進することが重要です。市民一人ひとりが適切な生活習慣を身につけるなど、積極的に健康づくりを実践できるようになるための取り組みが必要で、年代やそれぞれの特性に応じた健康づくりの支援が求められています。特に女性は、妊娠や出産に伴う健康上の問題もあることから、より一層の支援が必要です。

施策 8 生涯を通じた健康支援の充実

生涯にわたって心身ともに健康で充実した生活を送ることは、男女共同参画社会の形成の前提と言えます。藤岡市では平成28年に「ふじおか健康21夢プラン（藤岡市健康増進計画・食育推進計画）」が策定されました。これに基づき、男女の各ライフステージの特性に応じた健康支援、相談体制、各種検診等の充実を図ります。

基本目標 6 様々な人々が安心して暮らせる環境整備

非正規労働者やひとり親世帯等、幅広い層で貧困など生活上の困難に陥りやすい人の増加が問題となっています。特に、ひとり親家庭や高齢者、障害者、外国人は厳しい生活環境や雇用環境に置かれやすい状況にあります。特に、子どもを抱えた世帯では、「貧困の連鎖」が問題となっており、貧困を防止する取り組みが必要です。

そのためには、一人ひとりの人権を尊重し、多様な家族形態やライフスタイルを認め合い、固定的役割分担意識の解消や専門的な支援が必要です。

施策 9 ひとり親家庭等の自立支援

ひとり親家庭の生活の安定及び児童の健全育成を図るため、世帯や子どもの実情に応じたきめ細やかな自立支援を行うとともに、経済的支援、相談事業、就業支援等の取り組みを推進します。

施策 10 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境整備

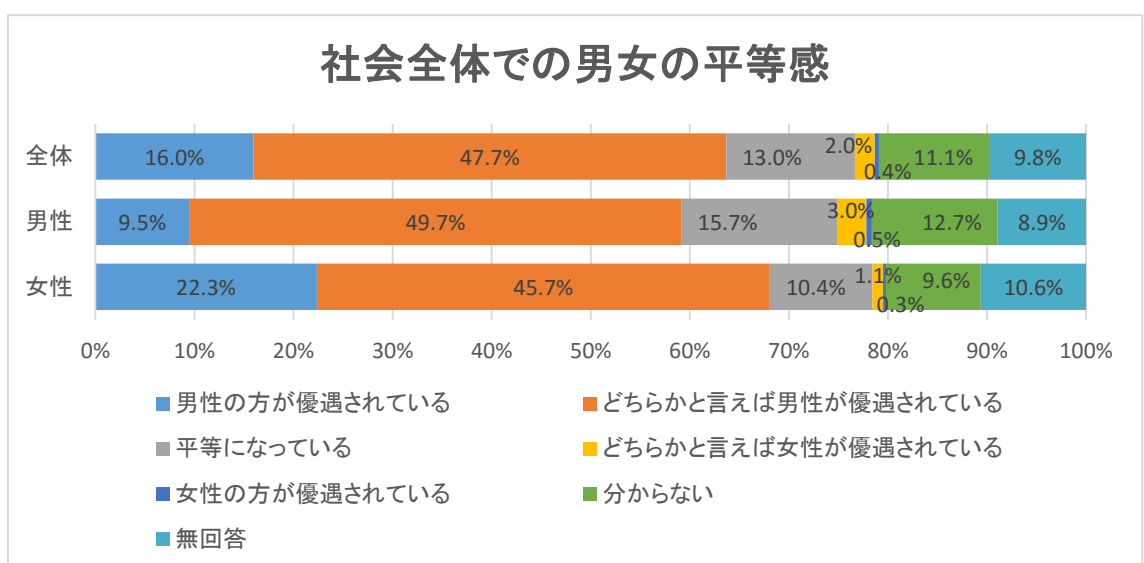
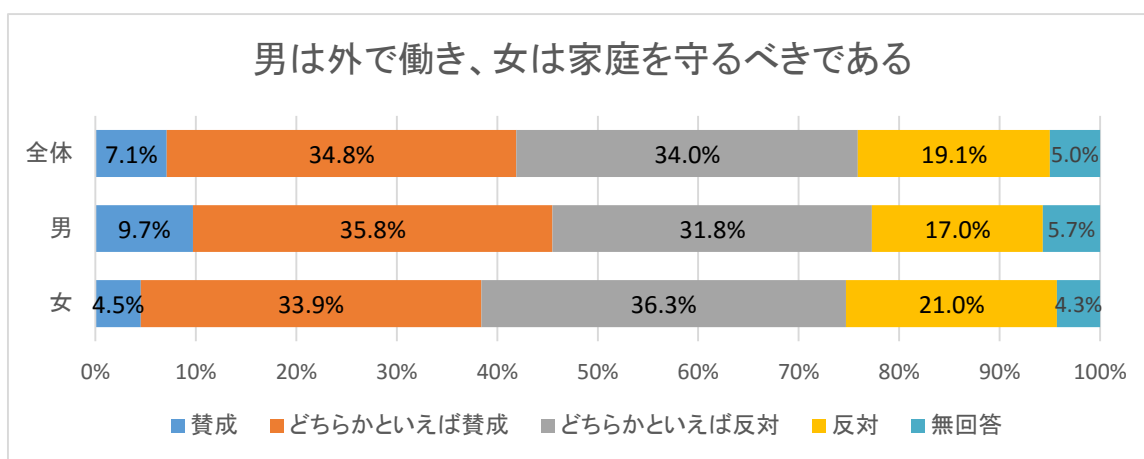
高齢者、障害者、外国人等が自立し、個人としての尊厳が保たれ、安心して日常生活・社会生活を送れるよう、就業や社会参画、生活自立に向けた取組を推進します。

基本方針Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた社会づくり

基本目標 7 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

男女共同参画を推進するためには、社会全体で男女共同参画に対する理解を深める必要があります。

市民アンケートでは、社会全体で男女の平等感について、「(どちらかといえ)男性の方が優遇されている」と答えた人の割合は63.7%にのぼり、男女平等ではないと感じている人が多いことがわかります。また、「男は外で働き、女は家庭を守る」という固定的な性別役割分担を肯定する意見は41.9%、否定する意見は53.1%となっており、性別役割分担意識は減少傾向にあるものの、いまだ根強く残っている状況がうかがわれます。男女共同参画の視点に立ち、市民や事業所など、あらゆる世代を対象に啓発や教育を行っていくことが重要です。



(H27 男女共同参画に関するアンケート調査)

施策11 男女共同参画の意識啓発と情報発信

男女共同参画社会の理解を深め、性別役割分担意識や慣習などの解消を図るため、市民や事業所などに対して、啓発活動を実施するとともに広報紙などによる情報の提供に努めます。

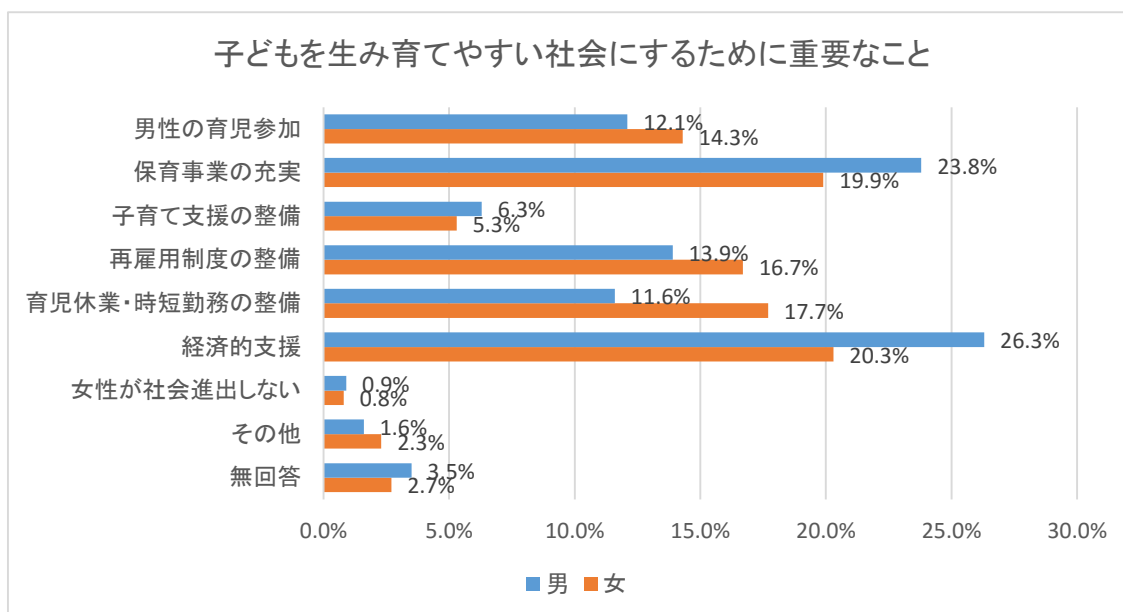
施策12 男女共同参画社会を推進する教育・学習

男女共同参画社会を持続的に推進するため、学校、地域、家庭などにおいて、人権問題・男女共同参画についての理解を促す教育・学習の機会を提供します。

基本目標8 子育て環境の整備

男女ともに、子どもを健やかに育てていくためには、働きながら、安心して子育てできる環境が必要です。家族形態の変化やライフスタイルが多様化する中、保育サービスや子育て支援を活用しながら、家庭、学校、企業、地域など、社会を構成するすべての人が、子育てに対する理解を深め、それぞれの役割を果たしていくことが重要です。

市民アンケートでは、子どもを生み育てやすい社会にするために重要なことについて、「経済的支援」(男性20.3%、女性26.3%)が最も多く、次いで「保育事業の充実」(男性19.9%、女性23.8%)、「再雇用制度の整備」(男性16.7%、女性13.9%)、「育児休業・時短勤務の整備」(男性17.7%、女性11.6%)と続きます。生活を支えるための仕事と育児を両立するための取り組みが求められています。



(H27 男女共同参画に関するアンケート調査)

施策13 多様なライフスタイルに対応した子育て支援の充実

子育てと仕事を両立するため、保護者の就業形態に対応した保育サービス、放課後児童対策等の整備を推進するとともに、地域全体で子育て家庭を支援する環境づくりに取り組みます。

施策14 児童虐待防止に向けた対策の推進

学校、庁内各課、関係機関との連携を強化し、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応に努めます。

基本目標9 防災分野における取組の推進

災害時には、防災、救出・救助、被災者支援、復旧・復興等のあらゆる場面において、女性が重要な役割を担うとともに、家事、子育て、介護等の家庭的責任が集中し負担が増大することがわかっています。

また、避難所運営や衛生用品等の生活必需品の男女におけるニーズの違いや、高齢者、子ども等、それぞれに即した対応が必要となるため、平常時からの男女共同参画の視点に立った防災対策を推進していくことが重要です。

施策15 男女共同参画の視点を踏まえた防災対策

自主防災組織等の防災活動への女性の参画を推進するとともに、災害時の避難所運営や備蓄など、男女のニーズの違いに配慮した対応の必要性について、理解の促進を図ります。